

## 第20号議案

春日市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正に伴い社会福祉法人の各会計年度に係る事業報告等の作成期限が延長されたことに鑑み、保育所の指定管理者に係る事業報告書の提出期限を延長することとしたい。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市保育所設置条例の一部を改正する条例

春日市保育所設置条例(平成17年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「60日」を「3月」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第13条第2項の規定は、平成30年度以後の年度分の指定管理者の業務に関する事業報告書(以下「事業報告書」という。)及びこの条例の施行の日以後に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定を取り消された指定管理者が提出すべき事業報告書について適用する。